

別表 2

	＜整備メニュー 3＞ 障害者支援施設における非常用自家発電設備の整備	＜整備メニュー 4＞ 福祉避難所に指定されている施設における給水設備の整備
【対象となる事業種別】	障害者支援施設	福祉避難所に指定されている障害者支援施設・障がい福祉サービス事業所
【整備要件】 整備に当たっては、それぞれ右記の要件を <u>全て満たす</u> ものであること。	ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令171号）に適合すること。 イ 整備する非常用自家発電設備及び給水設備（以下「非常用設備等」という。）が地震による停電時等に有効に機能するために、非常用設備等が地震時に転倒することなどがないよう耐震性を確保する必要があること。ついては、（独）建築研究所監修の「建築設備耐震設計・施工指針」等に基づく耐震性が確保されていることが分かる資料を整備すること。 （参考URL）会計検査院HP https://www.jbaudit.go.jp/report/new/summary03/pdf/fy03_tokutyou_10.pdf	
	ウ 津波や浸水等の水害や土砂災害等に備え、災害時に確実な稼働が見込まれる場所に設置すること。 エ 福祉避難所の指定を受けている（若しくは事業完了の日までに指定を受ける見込みのもの）又は非常用電源の確保が必須となる医療的ケアが必要な入所者等がいること。 オ 発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保すること。	ウ 津波や浸水等の水害や土砂災害等に備え、災害時に確実な稼働が見込まれる場所に設置すること。
【優先整備の対象】	○ 市町村から福祉避難所の指定を受けている又は事業完了の日までに指定を受ける見込みのもの ○ 停電時に電源を求める在宅の高齢者・障がい者等（人工呼吸器、喀痰吸引器の利用者等）に対して支援を行うこと。	○ 障害者支援施設に整備するもの